

(1) 切下げ幅の基準

乗用車、小型貨物自動車を利用する歩道の切下げ幅は6.0m以下とし、普通貨物自動車等（最大積載量6.5トン以下）が利用する歩道の切下げ幅は10.0m以下とし、大型及び中型貨物自動車等（最大積載量6.5トンを超えるもの）が利用する歩道の切下げ幅は14.0m以下とする。ただし、トレーラー又は特殊車両が出入りする箇所は別途考慮することとする。

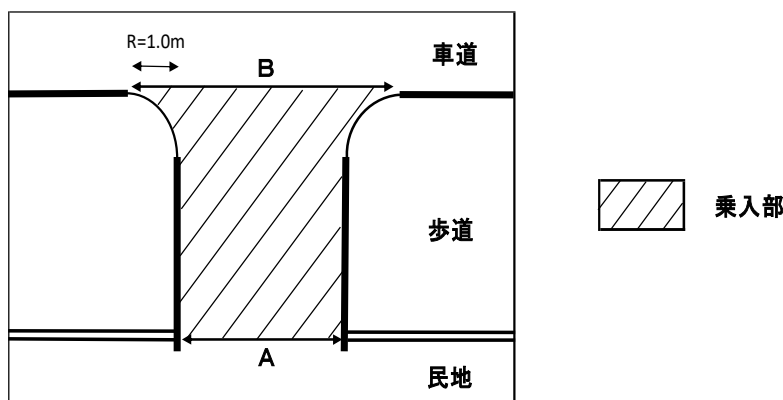
また、歩道の切下げ幅が乗用車、小型貨物自動車の基準を超える場合は、理由書を提出する。理由書には、車両走行軌跡図を添付する。

[解説]

歩行者の安全性確保のため、切下げ幅は必要最小限とする。

車 種	A (乗入口)	B (出入口)
乗用車、小型貨物自動車	4.0m以下	6.0m以下
普通貨物自動車等（最大積載量6.5t以下）	8.0m以下	10.0m以下
大型及び中型貨物自動車等 （最大積載量6.5tを超えるもの）	12.0m以下	14.0m以下

- (1) 出入口幅員が乗用車・小型貨物自動車の基準を超える場合は、理由書を提出する。理由書には、車両走行軌跡図を添付する。
- (2) トレーラー又は特殊車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。



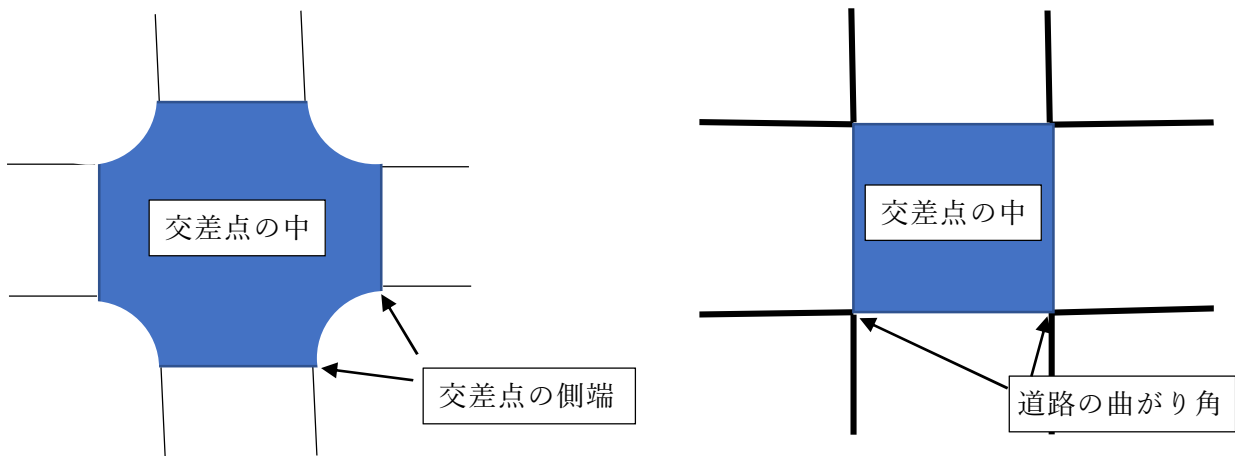
(2) 承認基準

①乗入口は原則として、道路に直角に設けるものとし、乗入箇所は、原則として1施設について1箇所とする。ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合及び大型の貨物自動車が入りをする場合は、2箇所まで承認することができる。この場合、理由書を提出する。

- ②出入口に隣接して新たに出入口を設ける場合の相互の距離は、原則 3 m 以上とする。
- ③異なる 2 施設が同一出入口を共用する場合、原則 10 m まで切下げをすることができる。
- ④次に掲げる箇所以外の箇所であること。
- ア 横断歩道の渡り口及び横断歩道前後 5 m 以内の部分。
 - イ トンネルの前後各 50 m 以内の部分。
 - ウ バス停留所（停留所を表示する標柱又は掲示板のみの場合は、その位置から各 10 m 以内の部分。）
 - エ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。
 - オ 交差点（総幅員がそれぞれ 7 m 以上の道路が交差するもの。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分、ただし T 型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - カ 交差点（オに該当しないもの。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 2 m 以内の部分、ただし T 型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - キ バス停車帯の部分。
 - ク 橋の部分。
 - ケ 横断防止柵、ガードレール及び駒止が設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - コ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
 - サ その他道路管理上著しく支障があると認められる部分。
- なお、出入口とするための歩道改築の承認申請が、その家屋所有者の自家用車が入り出すもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等で、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、イからエ及びキは適用しないことができるものとする。また、道路管理者と所轄警察署長との間で、その設置について協議が整った場合、ア、オ及びカは適用しないことができるものとする。
- ⑤道路側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置すること。
- ⑥側溝の設置及びその種類、構造、勾配等については、周辺の状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。
- ⑦乗入口以外の場所から不特定多数の自動車が入り出すおそれのある場合は、民地側に駒止めを設置する等の措置をとること。
- ⑧不要になった既設出入口については閉塞すること。

[解説]

④オ、カの交差点の中、交差点の側端、道路の曲がり角の説明



(3) 乗入部の舗装

透水性舗装の場合は、表層から順にポーラスアスコン 4 cm、再生砕石 15 cm、再生砂 5 cmとする。

通常アスファルト舗装の場合は、表層から順に再生密粒度アスコン 5 cm、HMS 10 cmとする。若しくは、表層から順に再生密粒度アスコン 5 cm、粒度調整砕石 10 cmとする。ただし、路床の強度が基準に満たない場合には下層路盤を必要とする。なお、乗用車、小型貨物自動車を超える場合は別途協議とする。

[解説]

<透水性舗装の場合>

表層	ポーラスアスコン (H型バインダー)	t=4cm
路盤	クラッシャーRC-40	t=15cm
フィルター層	再生砂	t=5cm

乗用車、小型貨物自動車を超える場合は別途協議。

<通常アスファルト舗装の場合>

表層	再生密粒度アスコン13	t=5cm
上層路盤	HMS25	t=10cm
下層路盤(※)	クラッシャーRC-30	t=10cm

o r

表層	再生密粒度アスコン13	t=5cm
上層路盤	粒度調整碎石M-30	t=10cm
下層路盤(※)	クラッシャーRC-40	t=15cm

(※) 路床の強度が基準に満たない場合

乗用車、小型貨物自動車を超える場合は別途協議。